

福井県報

号外第85号
令和5年
9月1日(金)
火曜日発行

福井海区漁業調整委員会指示

○漁業法第二百一十条第一項の規定に基づく指示(五―二―五―四)……………

目次

福井海区漁業調整委員会指示

福井海区漁業調整委員会指示 第5-2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年9月1日

福井海区漁業調整委員会

会長 小林 利幸

第1 制限内容

次の表の定置漁業の欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の保護区域においては、魚道を遮断する行為、魚群を逸散する行為、火光を利用する行為その他当該定置漁業に著しく支障を及ぼす行為をしてはならない。

免許番号	漁業の種類	沖合	保護区域 (m)	
			左側	右側
定第1号	おり定置漁業	350	1,800	1,000
定第2号	〃	350	1,000	500
定第3号	〃	350	1,400	500
定第5号	〃	350	2,000	500
定第6号	〃	500	1,700	500
定第7号	〃	500	1,300	500
定第8号	〃	300	1,400	500
定第10号	〃	300	1,400	500
定第11号	〃	200	1,000	300
定第17号	〃	300	1,000	700
定第18号	〃	350	1,000	500
定第20号	〃	350	1,000	1,000
定第21号	〃	350	1,000	1,000
定第22号	〃	300	1,000	1,000
定第23号	〃	350	500	1,000
定第25号	〃	350	500	1,000
定第26号	〃	350	500	1,000
定第27号	〃	350	500	1,000
定第28号	〃	350	500	1,000
定第30号	〃	350	500	1,000

定第31号	〃	350	700	500
定第32号	〃	350	800	300
定第33号	〃	350	1,000	500
定第35号	〃	350	1,000	700
定第36号	〃	100	300	150
定第37号	〃	100	300	150
定第38号	〃	100	400	250
定第50号	〃	350	1,000	700
定第51号	〃	350	995	975
定第52号	〃	350	1,000	600
定第53号	〃	350	1,000	600
定第55号	〃	350	1,000	600
定第56号	〃	350	1,000	600
定第57号	いわし定置漁業	300	500	800
定第58号	ぶり定置漁業	300	500	800
定第60号	〃	300	500	800

備考 「沖合」とは、垣網の磯の端から天張りを結ぶ直線と直角をなす直線のうち天張りを通る直線の沖合を、「左側」とは、陸岸から沖を見て垣網の磯の端から天張りを結ぶ直線の左側を、「右側」とは、陸岸から沖を見て垣網の磯の端から天張りを結ぶ直線の右側をいう。

第2 指示の有効期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで。

福井海区漁業調整委員会指示 第5-3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福井県沖合海域における火光を利用した釣りについて、次のとおり指示する。

令和5年9月1日

福井海区漁業調整委員会
会長 小林 利幸

第1 制限内容

福井県沖合海域における火光を利用した釣りについては、次表の海域ごとに定める火光でなければならぬ。ただし、令和5年9月1日付け福井海区漁業調整委員会指示第5-2号にて設定した保護区域を除く。また、次表の1船舶につき使用することができる集魚灯の光力の合計において、発光ダイオード式集魚灯（以下「LED灯」という。）を使用する場合は、当該LED灯の定格出力に3を乗じて得た数（単位はキロワットとし、1未

満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）とする。

区分	海 域	1船舶につき使用することができる集魚灯の光力の合計
1	<p>(1)九頭竜川河口三国防波堤突端から真方位315度の線①以北の水深30メートル等深線以浅の海域</p> <p>(2)丹生郡越前町干飯崎突端と敦賀市立石岬突端を結んだ線②と南条郡南越前町と敦賀市との陸岸における境界点から真方位305度の線③によって囲まれた海域</p> <p>(3)敦賀市岡崎突端と同市明神崎突端を結んだ線④と陸岸によって囲まれた海域</p> <p>(4)敦賀市と三方郡美浜町との陸岸における境界点から真方位270度の線⑤以南の陸岸(千島を除く。)から沖合3,000メートル以内の海域</p> <p>(5)区分1(4)に定める海域のほか、三方上中郡若狭町常神灯台と小浜市久須夜ヶ岳山頂を結んだ線以南および大飯郡おおい町警島と同郡高浜町風島を結んだ線以南の海域</p>	6キロワット以内
2	<p>区分1の線②と線③と線④および陸岸によって囲まれた海域</p> <p>(1)区分1の線②と線⑤の間の敦賀市陸岸から沖合4,000メートル以内の海域</p> <p>(2)敦賀市と三方郡美浜町との陸岸における境界点および線⑤と東経135度54.8分の線との交点および東経135度54.8分北緯35度42.2</p>	10キロワット以内
		20キロワット以内(4月1日から10月31日まで)はするめいかを漁獲する場合に限り、福井海区漁業調整委員会に届け出た船舶総トン数5トン未満の漁船は70キロワ

3	分の点および北緯35度42.2分の線と常神岬突端から真方位0度の線⑥との交点ならびに常神岬突端の点とを順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域(区分1(4)の海域を除く。) (3)常神岬から真方位0度の線以西の陸岸から6,000メートル以内の海域(区分1(4)および(5)の海域を除く。)	24キロワット以内
4	(1)線①以北の水深60メートル等深線以浅の海域(区分1(1)の海域を除く。) (2)線①と福井市八ツ俣赤石から真方位270度の線⑦の間の水深60メートル以浅の海域	30キロワット以内
5	線②と線⑦の間の越前町沿岸水深60メートル以浅の海域	(1)船舶総トン数5トン以上の船舶を漁業に使用する場合は180キロワット以内 (2)船舶総トン数5トン未満の船舶を漁業に使用する場合は70キロワット以内 (3)漁業以外に使用する船舶の場合は70キロワット以内
6	区分1から区分5までの海域以外の海域	

第2 指示の有効期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで。

附則

福井海区漁業調整委員会指示第30-8号の発動の際(平成30年8月28日)既にLED灯を船舶に整備し、福井海区漁業調整委員会に届け出ていた船舶のLED灯については、これを改造または換装しない限り、光力は定格出力に3を乗じないものとする。

福井海区漁業調整委員会指示 第5-4号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、福井県の海面において、竿釣りおよび手釣りにより水産動物を採捕する場合について、次のとおり制限する。

令和5年9月1日

福井海区漁業調整委員会

会長 小林 利幸

第1 定義

釣りを行うために水産動物を増集させることを目的とするもので、1)海中に直接散布するもの、2)カゴや袋に入れて海中に散布するもの、3)釣り針につける餌以外の水産動物の餌および誘因物質、を「まきえ」といい、まきえを使用した釣りを「まきえ釣り」という。

第2 共同漁業権漁場における制限

次の表の共同漁業権漁場の欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の区域においては、船舶を使用した(磯渡りを含む。)まきえ釣りを禁止する。

表1

共同漁業権漁場		区 域
免許番号	漁業権者	
共第2号	雄島漁業協同組合	左記共同漁業権内の全海域
共第5号、共第6号	福井市漁業協同組合	
共第8号	越廼漁業協同組合	
共第31号、共第32号、共第33号、共第35号、共第36号、共第37号、共第38号、共第50号	若狭高浜漁業協同組合	左記共同漁業権内に敷設された小型定置網の周囲100m以内の海域

第3 区画漁業権漁場における制限

次の表の区画漁業権漁場の欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の区域においては、船舶を使用したまきえ釣りを禁止する。

表2

区画漁業権漁場		区 域
免許番号	漁業権者	
区第7号、区第8号、 区第10号、区第11号、 区第12号、区第13号、 区第15号、区第16号、 区第17号、区第18号、 区第20号、区第21号	敦賀市漁業協同組合	左記区画漁業権内の全海域

第4 定置漁業権漁場における制限

次の表の定置漁業権漁場の欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の区域においては、船舶を使用したまきえ釣りを禁止する。

表3

定置漁業権漁場		区 域
免許番号	漁業権者	
定第1号	ぶり定置漁業	委員会指示第5—2号により設けた保護区域。なお、保護区域が設けられていない定置漁業権漁場にあつては、定置漁具の各網部より周囲0.3海里の範囲内の区域
定第2号	〃	
定第3号	〃	
定第5号	〃	
定第6号	〃	
定第7号	〃	
定第8号	〃	
定第10号	〃	
定第11号	〃	
定第12号	〃	
定第13号	いわし定置漁業	
定第15号	ぶり定置漁業	
定第16号	いわし定置漁業	
定第17号	ぶり定置漁業	
定第18号	〃	
定第20号	〃	
定第21号	〃	
定第22号	〃	
定第23号	〃	

定第25号	〃	いわし定置漁業 ぶり定置漁業 〃
定第26号	〃	
定第27号	〃	
定第28号	〃	
定第30号	〃	
定第31号	〃	
定第32号	〃	
定第33号	〃	
定第35号	〃	
定第36号	〃	
定第37号	〃	
定第38号	〃	
定第50号	〃	
定第51号	〃	
定第52号	〃	
定第53号	〃	
定第55号	〃	
定第56号	〃	
定第57号	〃	
定第58号	〃	
定第60号	〃	

第5 人工魚礁周辺漁場における制限

次の表の漁場の位置の欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の区域においては、船舶を使用したまきえ釣りを禁止する。

表4

漁場の位置	区 域
福井市越廼地区沖合	(1) 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を結んだ線によって囲まれた海域 ア 北緯36度03分20秒、東経135度59分02秒 イ 北緯36度04分20秒、東経135度59分22秒 ウ 北緯36度03分31秒、東経136度00分08秒 エ 北緯36度02分44秒、東経135度59分52秒 (2) 次のオ、カ、キ、クおよびオの各点を結んだ線によって囲まれた海域

第6 指示の有効期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで。

オ	北緯36度00分25秒、東経135度57分04秒
カ	北緯36度02分10秒、東経135度58分26秒
キ	北緯36度02分02秒、東経135度59分45秒
ク	北緯36度00分41秒、東経135度58分42秒

令和五年九月一日発行
発行人 千九一〇一八五八〇
福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県